

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について（案）

1 目的

戸籍上の性別に関わらず、日常生活の困難や生きづらさを抱えた性的マイノリティの方々やその家族（子や親など）をそれぞれ1人の人間として尊重し、また、多様性を認め合える社会の実現を目指す。

2 定義・概要

(1) 定義

パートナーシップ制度：お互いに人生のパートナーとすることを誓い合った性的マイノリティの2人について、自治体が配偶関係である旨の宣誓を受け、証明するもの

ファミリーシップ制度：パートナーシップ制度によりパートナーとなった方々の子どもなどの家族について、自治体が家族関係である旨の宣誓を受け、証明するもの

性的マイノリティ：性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者又は性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみでない者

(2) 制度の概要

宣誓を行った方が宣誓書受領証等を提示することで、これまで受けられなかった行政や民間のサービスを受けられるようになり、社会的配慮を受けやすくなることで、性的マイノリティの方々が日常生活で感じている困難や生きづらさの軽減を図ろうとするもの。（異性間の事実婚は含まない。）

3 対象

(1) パートナーシップ制度

宣誓をする2人が以下の全てに該当すること

- ① 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- ② 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市の区域内に住所を有すること又は宣誓をした日から3か月以内に市内へ転入を予定していること。
- ③ 配偶者がいないこと。
- ④ 宣誓しようとする者が、共に近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。（養子縁組によって近親者となった者を除く。）

(2) ファミリーシップ制度

パートナーシップの宣誓を行った方で、一方若しくは双方と生計を同じくして

いる子（養子）や親（養親）

4 宣誓の方法

- (1) 宣誓を希望する日時を事前に予約を行い、必要書類を提出（郵送可）
- (2) 予約した日時に、宣誓を行う者全員で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届に署名

5 必要書類

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍の個人事項証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類
- (4) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類
- (5) ファミリーシップを宣誓する場合は、戸籍その他の当該親子関係を証明する書類及び対象者が署名した同意書（子が15歳未満の場合は不要）
- (6) 外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など独身であることを証明できる書類とその日本語訳文

※ (2)～(5)は宣誓日前3か月以内に発行されたもの

6 交付する書類

宣誓書類を確認後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付

7 提供する行政サービス

制度利用者に対し、支援可能なものについて随時情報を提供

※ 現時点では、行政サービスとしては、制度利用より支援可能なものが少ないところであるが、制度の理解により民間のサービスの提供・拡大について促していくものであること。

8 周知啓発

制度の趣旨が十分に理解され、社会活動において尊重されるよう、市民及び事業者への周知啓発に努める。

9 導入時期

令和6年4月1日（予定）